

## 美深町イメージキャラクターに関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、美深町観光協会（以下「観光協会」という。）がその権利を管理する美深町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、美深町の宣伝活動に寄与することを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱におけるキャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクターのデザイン及び愛称
- (2) その他観光協会が定める図及び言葉

### (使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ美深町イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、美深町観光協会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 美深町及びそれに準ずる機関が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき

### (使用承認)

第4条 観光協会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ観光協会長の承認を受けた場合を除く）
- (2) 法令や公序良風俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 美深町のイメージを損なうおそれがあるとき
- (6) 全各号に掲げる場合のほかキャラクターの利用を不相当と認めたとき

2 前項の承認は、美深町イメージキャラクター使用（変更）承認書（様式2号）をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し管理者の指示の条件に従うこと
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 使用者は、承認に係る物品等が完成したときは、速やかに完成品の見本を管理者に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められたものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更申請)

第6条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ観光協会長に、使用変更承認申請書(様式第3号)により申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第7条 観光協会長は、使用者がこの要綱および承認の内容に違反していると認められたときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いに係る必要な事項は観光協会長が別に定める。

附則

この要綱は平成25年2月17日から施行する。

【様式第1号】

美深町イメージキャラクター使用承認申請書

平成 年 月 日

美深町観光協会長 様

(申請者)住 所  
氏 名  
(名称及び代表者名)  
連絡先(電話)

美深町イメージキャラクターを下記のとおり使用したいので、申請します。  
なお、申請にあたり下記注意事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。  
また、キャラクター使用において発生した損出については、美深町観光協会に  
補償等の要求はしません。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用形態
- 3 使用開始日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 添付資料  
(1) 企画書(レイアウト、サンプル等)  
(2) 申請者の概要  
(3) その他参考となるもの
- 5 注意事項  
(1) 美深町観光協会が定めた、規格に沿って正しく使用すること  
(2) 使用承認を受けた用途のみを使用すること  
(3) 使用終了後に、当該使用に係る物件の完成品を提出すること

【様式2号】

平成 年 月 日

氏名 様

美深町観光協会長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました美深町イメージキャラクターの使用については、下記の条件を付して承認いたします。

記

- 1 使用品名
- 2 使用目的
- 3 使用開始日
- 4 使用条件
  - (1) 承認された内容により使用し、指示する条件に従うこと
  - (2) 承認された内容を譲渡し、又は転賃しないこと
  - (3) 承認された内容を変更する場合は、美深町観光協会長の承認を得ること
  - (4) 定められた規格を正しく使用すること
  - (5) 承認を受けた物品等の完成品は、速やかに提出すること  
(提出が困難と認められたものは、その写真を提出すること)

【様式第3号】

美深町イメージキャラクター使用変更申請書

平成 年 月 日

美深町観光協会長 様

(申請者)住 所  
氏 名  
(名称及び代表者名)  
連絡先(電話)

平成 年 月 日付けで承認を受けました美深町イメージキャラクターの使用を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更事項  
変更前

変更後

2 変更理由

3 変更使用年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付資料

- (1) 企画書(レイアウト、サンプル等)
- (2) 申請者の概要
- (3) その他参考となるもの